

1. 給与所得控除の改正

- 給与所得控除を10万円引き下げ
- 控除額の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引き下げ

速算表（給与所得控除後の金額）

改正前

給与等の収入金額	控除後の金額（給与所得）
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \times 2.4$
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入金額 $\div 4 = A$ (Aは千円未満切り捨て) $A \times 2.8 - 180,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	$A \times 3.2 - 540,000$ 円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000円 ～	収入金額 $- 2,200,000$ 円

改正後（令和3年度以降）

給与等の収入金額	控除後の金額（※）
0円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入金額 $\div 4 = A$ (Aは千円未満切り捨て) $A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円 ～	収入金額 $- 1,950,000$ 円

※改正後は給与所得控除後の金額がそのまま給与所得にならない場合があります。
(改正項目「3. 所得金額調整控除の創設」参照)